二　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等に係る資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

三　直近の算出基準日において第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（自己資本の額）

第十七条　第十四条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

四　コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百三十条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第十四条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社である保険子法人等又は持分法が適用される者に係る差額をいう。第二十二条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を含む。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（銀行持株会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　退職給付に係る資産の額

二　自己保有普通株式等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通株式等の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。